

# 吹田民主商工会 いんぷお めくしよん

吹田市川園町20-1  
TEL (06) 63883-2211  
FAX (06) 63882-8160  
http://www.suita-minshou.com  
suita-ms@jasmine.ocn.ne.jp

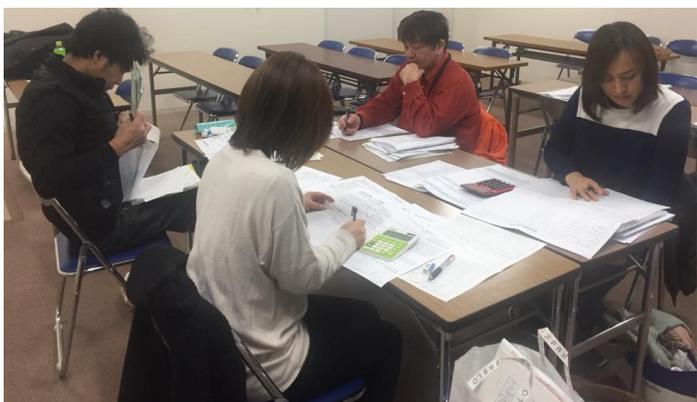
毎週木曜日の  
昼2時・夜7時  
なんでも相談会

## 確定申告支部集会

### 複数税率・インボイスに驚きと怒り

NT支部 17日 南千里地区公民館

17日の夜、NT支部で開催された支部集会には4名の会員が集まりました。まず、最初に税金研修会でも学習した「インボイス制度」について資料を見ながら交流しました。「これは大変や。今でも大変やのに8%と10%にわけて経理をしたり、帳面をつけるなんてやめてほしい。」「こんなことで中小業者をいじめる前に、大企業の優遇税制とか、問題になっていく議員さんの活動費とか見直さなアカンことが他にあると思う。」と怒りの声



でいっぱいになりました。配布されていた「消費税を中止して5%に戻し、インボイスとマイナンバーの中止を求める請願署名」も記入して、3月13日の重税反対全国統一行動吹田集会までに集めて持っていきこうと話しました。その後、みんなで教え合いながら、所得税と消費税の申告書を作成しました。

### 吹南支部 17日 吹二地区公民館

支部集会に8名の会員が集まり、複数税率のインボイス制度について話し合いました。不動産賃貸のTさんは「こんな制度がもう決定してるなんて」と驚きの声。飲食店のTさんは「消費税が始まる前から、メニューの金額を変えてない。消費税なんてもらってない。そんなときはどうなる？登録番号がなかったら、会社の人が経費で領収書がほしいと言われたら困る。」と戸惑いの声もありました。申告書の作成に入ると飲食店のSさんは「通知カードと身分証明書のコピー貼りつけるのは面倒。マイナンバーを書かなくても申告できるならよかった。」と安心していました。また消費税を始めて申告する機械部品販売業のIさんは自分で計算した消費税の税額に「予想していた金額だけど、こんなになるなんて。」と苦笑いを漏らしていました。

### 北支部 20日 安田さん宅

9名が参加しました。最初にインボイス制度と記帳について資料を見ながら話し合いました。「マイナンバーがあるのにまた番号が付けられるの？」「番号がなかったら経費にならなくなるのはおかしい」「番号がなかったら仕事ができなくなるんやね」などの意見が出され、こんなことにならないように署名を集めて、増税そのものにストップをかけることが大事だと確認しました。実務に入っ

ら、「マイナンバーはどこに書くんや」と声を上げた会員がおられ、下を向いて作業をしていた周りの会員が一斉に顔を上げ、「なんで書くの」「書かなくても申告はできるよ」と声をかけあっていました。そこでみんな、民商の中央交渉で「番号が書いてなくても申告書は受理する」との回答を引き出していることを確認しました。

### 千里山支部 20日 千二地区公民館

飲食業のKさんは、所得税と消費税の収支を計算してきました。所得税ではそんなに所得がでないのに、消費税では所得がでることに改めて驚きました。2年後に10%に増税されて、インボイス制度が導入されると商売がやっけない恐れを感じました。一緒にいた役員さんと同郷だとわかり、賑やかに談笑しました。2年延期されたのは、長年署名活動を続けてきた成果だと語り、引き続き署名活動をやっけようと言いました。

### 千里丘支部 20日 南山田地区公民館

参加した会員さんは免税業者の方ばかりでしたが、インボイス制度が導入されると、免税業者が商取引から排除されてしまう恐れが出てきたのがよくわかりました。「せっかく今まで頑張って商売してきたのに、インボイスなんか入れられたらたまらんなあ。」「帳面をしっかりとつけていかんとアカンですね。今まで自分なりにつけていましたが、民商の作った自主計算書がいいみたいだから買ってこれにつけてみますよ。」会員さんや商工新聞読者の拡大のため、紹介カードへの記入がよびかけられました。できるだけ探していこうと話されました。

### 吹田税務署

### マイナンバーがなくても申告書受理

重税反対全国統一行動吹田実行委員会が吹田税務署と懇談を行いました。吹田民商、摂津民商2名、消費税をなくす千一・片山・山手の会、新日本婦人の会吹田支部の8名が参加。吹田税務署は総務課長と総務課長補佐が対応しました。事前に手渡して要望書について口頭で回答を受け、その内容について意見を交わしました。所得税確定申告書へのマイナンバー記載については、義務である、記載がなければ記載するよう求めるとしつつも、申告書に記載がなくても收受する、まだ定着していない制度、罰則や不利益な扱いもしないとの回答を得ました。また商工新聞で報道された申告書等受付票についても、法的根拠がなく強制するものではないと回答を受けました。

**番号の記載なくても書類は受理される!**

●内閣府や国税庁は「番号の記載がなくても書類は受理する、罰則も不利益もない」と回答。

申告書B FA0122

第一表 平成二十八年

課税される所得金額 (①-④)及び第三者上のものに対する税額 000

お買い物は地元市場商店街で。 商工業者の繁栄は市民とともいっ!